

## 令和3年度第2回自転車等駐車対策協議会議事録

1 開催日時 令和4年3月18日（金曜日）午後2時～午後3時30分

2 開催場所 文化フォーラム 2階 会議室A及びB

3 出席者

【会長】	中部大学 工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦
【委員】	国土交通省 名古屋国道事務所 事業対策官	岩田 成人
	愛知県春日井警察 交通課長	橋本 博史
	愛知県自転車モーター商協同組合	
	春日井支部 副支部長	安藤 公一
	かすがい女性連盟 会計	石原 美恵子
	勝川区 区長	長谷川 健二
	神領区 副区長	津田 秀昭
	堀ノ内区 区長	西村 眞
	東海旅客鉄道株式会社管理部企画課 課長代理	渡邊 良成
	春日井市総務部 市民安全課主幹	落合 邦和
	春日井市建設部 道路課長	苅谷 健生
【事務局】	春日井市まちづくり推進部 部長	大島 常生
	春日井市建設部次長兼まちづくり推進部 次長	尾関 健次
	春日井市まちづくり推進部都市政策課	
	課長	森 浩之
	課長補佐	松浦 武幸
	主査	米山 創
	主任	水野 満美子
	技師	菊池 滉記

#### 4 議題

- (1) 神領駅南口周辺自転車等駐輪場について
- (2) 勝川駅周辺自転車等駐車場について

#### 5 会議資料

- ・資料 1-1 神領駅南口周辺自転車等駐車場について
- ・資料 1-2 現状の JR 神領駅
- ・資料 1-3 JR 神領駅の整備の方針（案）
- ・資料 2-1 勝川駅周辺自転車等駐車場について
- ・資料 2-2 勝川駅周辺自転車等駐車場利用状況について
- ・資料 2-3 勝川駅周辺無料自転車・バイク駐車場閉鎖後の利用率

#### 6 議事内容

- (1) 報告事項 1 神領駅南口周辺自転車等駐輪場について

##### 【事務局 菊池】

資料 1-1～1-3 について説明を行った。

##### 【磯部会長】

委員に意見を求めた。

##### 【西村委員】

神領駅北口有料駐輪場の利用料金を知りたい。また、春日井市内他駅の駐輪場も同様の料金設定か。

##### 【事務局 松浦】

神領駅北口有料駐輪場には、定期券と当日利用があり、当日利用は 110 円である。定期券については一般と高校生以下で別れており、1 か月、3 か月、6 か月の種類がある。1 か月定期券は一般が 2,090 円で高校生以下が 1,880 円。3 か月定期券は一般が 6,020 円で高校生以下が 5,380 円。6 か月定期券は一般が 11,730 円で高校生以下が 10,500 円である。

春日井市内 JR の 4 駅の有料駐輪場の料金は基本的に統一されているが、高蔵寺駅北口は利用時間に制限を設けているため、安い料金で運用をしている。高蔵寺駅北口は、高蔵寺リ・ニュータウン計画により周辺の整備を行うとしており、古い駐輪場も建て替えると記載されているため、その時点で見直しをする予定。

##### 【西村委員】

資料 1-1 に 3 つの圏域と記載があるが、これは神領駅に限った考え方か。

##### 【事務局 松浦】

春日井市内 JR の 4 駅すべてに適用している。ただし、春日井駅南口には公営の有料駐輪場はなく、民間の駐輪場のみで、料金設定が異なる。

##### 【安藤委員】

放置禁止区域で撤去した自転車の資料はあるか。

**【事務局 松浦】**

本日資料はないが、撤去数は一日に1～2台という状況である。春日井市自転車活用推進計画に記載をしているとおり、放置禁止区域設定以前と比べると放置自転車は減少しているため、放置禁止区域の制度は大きな成果を出していると考えている。

**【安藤委員】**

放置禁止区域を設定したことが原因で、マンションやスーパーの駐輪場に自転車が放置されるようになったと考えることができるのではないかと。マンションやスーパーの駐輪場の放置自転車は撤去できないか。また、無料駐輪場の放置自転車はどのように対処しているのか。

**【事務局 松浦】**

マンションやスーパーの駐輪場は民有地になるため、市で撤去はできない。無料の駐輪場については、法律や条例に基づいて撤去し、駐輪場の中をクリーンな状態で保つようにしている。

**【磯部会長】**

民有地内に放置された場合の話は、過去の協議会で議論になった。その時は管理者の責任で外に出し、通報する等ができるのではと話題があったと記憶している。警察から意見はあるか。

**【橋本委員】**

必ず管理者がいるので、民間であれば民間の管理者で対応してもらう必要がある。市の施設であればルールに基づいて対応すればよい。

**【磯部会長】**

市が管理者の場合は対応できるが、そうではない場合対応がむずかしい。しかし、必ず管理者がいるので、管理者の責任の範囲内で様々な対応ができる。

計画の方針としてはおおむね賛同できるが、いつどのように有料化や料金等が決定していくことになるのか。スケジュールはあるか。

**【事務局 松浦】**

本日は平成28年に一旦保留にした、神領駅南口の有料化の方向性だけを示した。

春日井市で有料駐輪場を整備する際、国土交通省の外郭団体である公益財団法人自転車駐車場整備センターによる整備を予定している。現在、整備センターが、有料化後の駐輪場の需要がどれくらいあるのかアンケート調査を行っている。こうした調査や、駐輪場の利用状況を整理し、具体的にどこに何台の駐輪場を設置するかを夏頃に示す予定である。その設置案について御意見を伺い整備を進めるため、駐輪場の供用開始は令和5年度になる予定である。

(2) 報告事項2 勝川駅周辺自転車等駐車場について

**【事務局 菊池】**

資料2-1～2-3について説明を行った。

**【磯部会長】**

委員に意見を求めた。

**【石原委員】**

勝川駅北第2自転車・バイク駐車場の利用率は65%であり、資料では問題がないように思えるが、実際には、面積が狭くなったためか、入口付近に駐車する自転車が目立つ。また、バイクと自転車が共用する場所になるため、狭い通路を通る必要がある。今後見回り等をすると説明があったが、徹底していただきたい。

**【事務局 松浦】**

駐輪場は、朝急いで電車に乗るために入口近くに駐車する人が多く、奥が空いて手前は満車という傾向がある。この状態は事故や怪我につながると危惧しており、朝一定の時間帯に自転車の整理や並べ方の指導等を、公益社団法人春日井市シルバー人材センターに4月から依頼する。また、資料2-2左下に桃色で示した四角が、放置禁止区域で撤去した自転車の保管場所になり、市の職員がいるため、シルバー人材センターと協力して整理し、駐輪場がスムーズに使えるようにしていきたいと考えている。

**【長谷川委員】**

シルバー人材センターは何時から何時まで整理をするのか。また、駐輪の指導をするのか。いつまでの期間依頼をしていくのか。

**【事務局 松浦】**

平日の朝7時から9時までで、駐輪に関する指導も行う。契約期間は1年である。また、保管場所の職員は日曜日を除き出勤しているため、整理をする体制も通年でとれる状態である。

## 7 その他

**【事務局 米山】**

春日井市自転車活用推進計画の進捗状況（自転車通行空間、シェアサイクル事業）、かすがいGOGOの市内一部駐輪場使用許可について説明を行った。

**【磯部会長】**

委員に意見を求めた。

**【事務局 松浦】**

かすがいGOGOについて補足する。市営駐輪場に駐車するにあたり、事故や他の利用者に支障が出てはいけなないので、令和3年度内は試験的に駐車を認めていた。結果、かすがいGOGOが駐車されている様子は直接確認できなかったが、これにより事故やクレームは発生していない。令和4年度についても、引き続き駐車しても差し支えないと考えている。

**【磯部会長】**

かすがいGOGOの資料には、市の駐輪場のうちバイクが駐車できるところにかすがいGOGOも駐車できるとあるので、バイクと同等と判断し、自転車のみの駐輪場は利用できないという解釈でよいか。

【事務局 松浦】

よい。

【安藤委員】

令和5年3月まで認めるという認識でよいか。

【事務局 松浦】

よい。

【安藤委員】

参考資料の自転車活用推進計画抜粋は、今後、広報等で配布されるか。

【事務局 松浦】

説明用の資料のため、広報等で配布はしない。

【磯部会長】

シェアサイクルについて説明をして欲しい。

【事務局 松浦】

現在、春日井市ではレンタサイクル事業を実施しており、決められた時間内に借りた場所に返す制度で、市内6か所で貸し出しをしており、放置禁止区域で撤去した自転車を活用している。平成13年から始まった事業で、商店街の利用や、放置自転車の再利用による廃棄物の減少を目的としているが、利用率は低い。利用方法の調査をしたところ、市外者の営業周り等に使用されており、本来の目的にあった利用がされていない。

一方で、近年、名古屋市、岡崎市、多治見市等では、様々な場所に自転車を借りる拠点があり、好きな拠点に返却するシェアサイクルと呼ばれる民間の有料サービスの実験あるいは本格導入が進んでいる。春日井市でも需要があれば、レンタサイクルから転換してシェアサイクルを導入してはどうかと考えている。他市で実際に行っている事業になるので、研究し、春日井市でも事業に参加する事業者がいればタイアップして試行できないかと考えている。

【磯部会長】

共用で利用する自転車となると、放置自転車も減るのではないか。

上記のとおり令和3年度第2回春日井市自転車等駐車対策協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

令和4年6月27日

会 長 磯部 友彦

署名人 石原 美恵子